

令和3年度

第1回定期監査報告書

子育て課

保育課

子ども家庭支援センター

発達・教育支援課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

日野市監査委員



日 監 第 8 6 号
令和3年(2021年)12月21日

日野市長
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 古 賀 壮 志

令和3年度第1回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和3年度第1回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

子ども部 子育て課
 保育課
 子ども家庭支援センター

子ども部・教育部

発達・教育支援センター 発達・教育支援課
議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

第3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの、主に財務に関する事務の執行状況及びその他の事務

第4 監査の期間

令和3年9月3日から令和3年12月13日まで

第5 説明聴取日

令和3年11月9日

第6 監査委員の除斥

議員のうちから選出された古賀壮志監査委員は、議会事務局の監査事項のうち政務活動費について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第7 監査の着眼点及び実施内容

この監査は、財務に関する事務の執行及びその他の事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書類審査及び説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

なお、本監査は日野市監査基準に準拠し実施した。

第8 監査の結果

監査対象とした各課の所管する財務に関する事務及びその他の事務は、法令等に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

子育て課

1. 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕事務分掌は次のとおりである。

地域青少年係

- (1) 子育て支援施策の調整に関する事。
- (2) 地域の青少年育成に関する事。
- (3) 放課後子ども教室事業に関する事。
- (4) 次世代育成支援に関する事。
- (5) 部及び課の庶務に関する事。

子育て係

- (1) 児童館の設置及び管理運営に関する事。
- (2) 学童クラブの設置及び管理運営に関する事。
- (3) 学童クラブの入会及び経理に関する事。

助成係

- (1) 児童手当、育成手当、障害手当及び児童扶養手当の認定及び支給等に関する事。
- (2) 子ども医療の助成に関する事。
- (3) ひとり親家庭の支援及び助成に関する事。

〔2〕職員の配置状況

(令和3年9月30日現在)

課長(1名) 課長補佐(1名) 係長(2名) 主査(2名)
主任(7名) 事務職員(9名) 再任用(1名)

2. 予算の執行状況については別表のとおりである。

保育課

1. 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕事務分掌は次のとおりである。

保育幼稚園係

- (1) 教育・保育施設の利用等及び給付に関する事。
- (2) 地域型保育事業等の利用等及び給付に関する事。
- (3) 子育てのための施設等利用給付認定及び給付に関する事。
- (4) 認証保育所等の助成及び指導に関する事。
- (5) 私立幼稚園に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

管理係

- (1) 市立保育園の設置及び管理運営に関する事。

整備調整係

- (1) 特定教育・保育施設(民間保育施設に限る。)の認可の手續、確認及

び指導監査に関すること。

- (2) 特定地域型保育事業（民間保育施設に限る。）の認可、確認及び指導監査に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設のうち公立保育園の民営化に関すること。
- (4) 特定子ども・子育て支援施設等の確認及び指導監査に関すること。

〔2〕 職員の配置状況 （令和3年9月30日現在）

課長（1名） 係長（3名） 主査（1名） 主任長（2名）
主任（6名） 事務職員（8名） 再任用（3名）

2. 予算の執行状況については別表のとおりである。

子ども家庭支援センター

1. 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕 事務分掌は次のとおりである。

地域支援係

- (1) 子ども家庭支援センターの運営に関すること。
- (2) 地域子ども家庭支援センターの運営に関すること。
- (3) 子育てひろば事業に関すること。
- (4) 子育ての地域組織化に関すること。
- (5) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。
- (6) 子育て情報の発信に関すること。
- (7) センターの庶務に関すること。

相談援護係

- (1) 子ども家庭総合相談に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関すること。
- (3) 子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会に関すること。
- (4) 子ども家庭在宅サービス事業に関すること。
- (5) 養育家庭啓発に関すること。
- (6) 育児支援家庭訪問事業に関すること。
- (7) 親の子育て力向上支援事業に関すること。
- (8) 中学校卒業後の児童の支援に関すること。

母子保健係

- (1) 母子の健康づくりに関すること。
- (2) 乳幼児及び妊産婦の健康診査に関すること。
- (3) 母子の保健事業に関すること。
- (4) 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (5) 母子の保健衛生に関すること。

- 〔2〕 職員の配置状況 (令和3年9月30日現在)
センター長 (1名) 課長補佐 (1名) 係長 (3名)
主査 (2名) 主任 (4名) 事務職員 (9名) 再任用 (3名)

2. 予算の執行状況については別表のとおりである。

発達・教育支援課

1. 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕 事務分掌は次のとおりである。

○市長所管事務

発達・教育支援係

- (1) 子どもの発達に係る相談、支援及び指導に関すること。
- (2) 障害者総合支援法に基づく基本相談支援及び計画相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援に関すること。
- (3) 発達・教育支援センターの管理運営に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

通園係

- (1) 児童福祉法に基づく児童発達支援に関すること。

○教育委員会所管事務

発達・教育支援係

- (1) 特別支援教育に関すること。
- (2) 就学相談及び就園相談に関すること。
- (3) 特別支援学級に関すること。
- (4) 特別支援教育にかかわる学校及び関係機関との連携調整に関すること。
- (5) 教育相談及びその支援に関すること。

- 〔2〕 職員の配置状況 (令和3年9月30日現在)
課長 (1名) 課長補佐 (2名) 副主幹 (1名) 係長 (1名)
主査 (1名) 主任 (5名) 事務職員 (7名)
任期付フルタイム (スクールソーシャルワーカー) (3名)
再任用 (1名)

2. 予算の執行状況については別表のとおりである。

議会事務局

1. 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕事務分掌は次のとおりである。

庶務調査係

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 議員の身分資格得失及び議員報酬等に関する事。
- (4) 儀式及び交際、接待に関する事。
- (5) 議会に関する条例、規則等の制定改廃に関する事。
- (6) 予算、決算その他経理に関する事。
- (7) 議長会及びその他会議に関する事。
- (8) 議員共済並びに議員の福利厚生に関する事。
- (9) 物品の管理受払いに関する事。
- (10) 議会図書に関する事。
- (11) 議場及び議会関係各室の管理に関する事。
- (12) 職員の人事、服務及び給与に関する事。
- (13) 議会に関する各種資料の調査収集に関する事。
- (14) 市議会報に関する事。
- (15) その他調査及び統計資料の作成に関する事。
- (16) その他他の係に属さない事。

議事係

- (1) 本会議、委員会及びその他諸会議に関する事。
- (2) 議事日程及び諸報告に関する事。
- (3) 会議通知に関する事。
- (4) 公聴会に関する事。
- (5) 質問及び発言通告に関する事。
- (6) 議員の出欠に関する事。
- (7) 議案及び請願、陳情等の受理並びに審査の処理に関する事。
- (8) 会議の議決事項の処理に関する事。
- (9) 議会において行う選挙に関する事。
- (10) 会議録、委員会録の調製及び保存に関する事。
- (11) 傍聴に関する事。
- (12) その他議事に関する事。

〔2〕職員の配置状況

(令和3年9月30日現在)

事務局長（1名） 事務局次長（1名） 副主幹（1名）
係長（1名） 主査（2名） 主任（4名）

2. 予算の執行状況については別表のとおりである。

選挙管理委員会事務局

1. 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕事務分掌は次のとおりである。

選挙係

- (1) 公告式に関する事。
- (2) 公印の管理に関する事。
- (3) 委員会に関する事。
- (4) 規則・規程の制定、改廃に関する事。
- (5) 人事及び給与に関する事。
- (6) 予算の経理及び物品の保存管理に関する事。
- (7) 文書の收受、発送及び編さんに関する事。
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に関する事。
- (9) 検察審査会法（昭和23年法律第147号）に関する事。
- (10) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に関する事。
- (11) 啓発、宣伝に関する事。
- (12) 各種選挙の管理執行に関する事。
- (13) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製等に関する事。
- (14) 選挙争訟に関する事。
- (15) 選挙法令の研究調査に関する事。
- (16) 直接請求に関する事。
- (17) その他選挙、投票事務に関する事。
- (18) 事務局の庶務に関する事。
- (19) 国民投票に関する事。

〔2〕職員の配置状況

（令和3年9月30日現在）

事務局長（1名） 係長（1名） 主任（2名） 再任用（1名）

2. 予算の執行状況については別表のとおりである。

監査委員事務局

1. 事務分掌及び職員の配置状況

〔1〕事務分掌は次のとおりである。

監査係

- (1) 委員に関する事。
- (2) 規程等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 公印の管理に関する事。
- (4) 事務局の文書の收受発送及び物品の管理に関する事。
- (5) 事務局の予算及び決算等の経理に関する事。

- (6) 事務局職員の人事及び服務に関すること。
- (7) 監査、審査、検査等の執行並びに報告書の送付及び公表に関すること。
- (8) 監査に関する諸資料の作成、収集及び整理保存に関すること。
- (9) 全国都市監査委員会、関東都市監査委員会及び東京都市監査委員会に関すること。
- (10) その他監査事務に関すること。

〔2〕 職員の配置状況 (令和3年9月30日現在)
事務局長 (1名) 副主幹 (1名) 書記 (1名) 再任用 (1名)

2. 予算の執行状況については別表のとおりである。

意見・要望

1 現金の収納事務の取扱いについて

使用料及び雑入等現金の収納事務について、保管方法、納付方法及び鍵等の管理について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

負担金や使用料等の未収金に対し実施する臨戸徴収業務も含め、今後も「日野市会計事務規則」に従うとともに、「公金等取扱いに関する「検査」のガイドライン」に示された手順に従って検査を行い、適切な事務処理を行うよう留意されたい。

なお、使用料等の収納事務について、金融機関への入金頻度が月2回という事例があった。リスク管理も考慮し入金頻度を増やすなどの検討をされたい。

2 資金前渡について

資金前渡について、経費の内容、管理方法及び精算事務について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

今後も「日野市会計事務規則」に従って適切な処理をされるよう留意されたい。

なお、前渡金については、現金管理のリスクがあるため、可能な限り口座振替による処理に移行することや繰越を行っている経費は必要最小限の額とするなど検討されたい。

3 業務委託契約に係る事務について

業務委託契約のうち、主管課契約した案件については、支出負担行為伺書兼業者選定伺書、仕様書、随意契約締結依頼書、見積書、見積合せ結果及び契約締結伺書、委託契約書（請書）等の契約手続きに関する書類を監査し、また、総務課契約を含む全ての契約案件について、仕様書に定めている各書類の提出状況等について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、一部において次のような点が散見された。

- ・見積書の業者の押印及び日付又はいずれかがないもの
(発達・教育支援課、選挙管理委員会事務局)
- ・契約書に「個人情報を取り扱う受託業務について個人情報の保護に関し定める条項」の添付がないもの (発達・教育支援課、選挙管理委員会事務局)
- ・仕様書の付記事項の記載内容が最新でないもの (新型コロナウイルス感染症対応)
(発達・教育支援課、子ども家庭支援センター、保育課、子育て課)
- ・仕様書に定めている提出書類がないもの (保育課、選挙管理委員会事務局)
- ・仕様書に定めている提出書類に日付がないもの
(発達・教育支援課、子ども家庭支援センター、選挙管理委員会事務局)
- ・仕様書に定めている提出書類に業者の押印がないもの
(子ども家庭支援センター、保育課、選挙管理委員会事務局)

- ・仕様書に定めている提出書類の提出日が提出期限より後になっているもの
(子ども家庭支援センター、子育て課)
- ・仕様書に定めている提出書類に収受印がないもの
(発達・教育支援課、子ども家庭支援センター、保育課、子育て課、選挙管理委員会事務局)

仕様書に定めている各書類の提出については、確かにその業務が仕様に従って開始、履行及び終了したことを確認した証拠となるものであるから、必ず徴取し、記載内容を十分に確認の上、収受印を押し保管されたい。

主管課契約を行うにあたっては、「財務会計システム操作マニュアル(主管課契約)」その他総務課契約担当の通知や指示に従って、適切な処理にあたるよう留意されたい。

4 消耗品費、印刷製本費、修繕料等の主管課契約に係る事務について

需用費のうち消耗品費、印刷製本費、修繕料及び備品購入費において、主管課契約した案件について、支出負担行為伺書兼業者選定伺書、仕様書、随意契約締結依頼書、見積書、見積合せ結果及び契約締結伺書、契約書(請書)等の契約手続きに関する書類を監査し、また、このうち修繕契約については、仕様書に定めている各書類の提出状況について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、一部において次のような点が散見された。

- ・仕様書の付記事項の記載内容が最新でないもの(新型コロナウイルス感染症対応ほか)
(保育課、子育て課、選挙管理委員会事務局)
- ・見積書の日付がないもの
(子ども家庭支援センター、保育課、選挙管理委員会事務局)
- ・見積書がコピーによるもの
(子育て課、選挙管理委員会事務局)
- ・見積書を省略できる契約で見積額の確認をした記録がないもの
(保育課、子育て課、選挙管理委員会事務局)
- ・2万円以上の契約で請書が添付されていないもの
(保育課)
- ・見積合せ結果及び契約締結伺書の入札(見積)結果の記載に誤りがあるもの
(発達・教育支援課、保育課、選挙管理委員会事務局)
- ・見積合せの結果2者が同額となった場合で、どのような方法で契約先を決定したか記録されていないもの
(発達・教育支援課、保育課)
- ・修繕契約の仕様書に業務履行状況確認方法の記載がないもの
(保育課、子育て課、議会事務局、選挙管理委員会事務局)
- ・修繕に係る提出書類に収受印がないもの
(発達・教育支援課、保育課、選挙管理委員会事務局)

主管課契約を行うにあたっては、「財務会計システム操作マニュアル(主管課契約)」、「仕様書作成上の注意事項について」その他総務課契約担当の通知や指示に従って、仕様書を精査するとともに、契約手続きの手順について十分な確認を行い、適切な処理にあたるよう留意されたい。

発達・教育支援課、保育課、子育て課では学校、保育園や児童館、学童クラブに対し予算の再配当を行っているが、配当先で財務会計処理ができないため、契約に至る手続きを独自様式でなされていることを確認した。このことに伴いシステム上でのチェックができないものがあるので、より一層の注意をするよう徹底されたい。

5 補助金の交付について

補助金について、交付申請書、交付決定通知書等に関する回議書等関係書類（実績報告に至っていないもので前年度（令和2年度）も同様の補助金交付があったものについては前年度分の書類を含む）を監査した結果、各補助金交付条例、要綱等に基づき、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、一部において次のような点が見られた。

- ・ 交付条例に定める決算書等報告書の提出がないもの（保育課）
- ・ 交付申請書や実績報告書（添付書類含む）に添付書類漏れや記載漏れ等不備があるもの（保育課、子育て課、議会事務局）
- ・ 交付決定の回議書に交付決定通知書の添付がないもの（保育課）
- ・ 実績報告や変更申請による決裁等が付されていないもの（発達・教育支援課、保育課、議会事務局）
- ・ 交付申請書や実績報告書に収受印がないもの（発達・教育支援課、子ども家庭支援センター、保育課、議会事務局）
- ・ 交付決定額が確定する前に実施決裁とあわせて予算額（概算）で支出負担行為を行っているものや交付申請や交付決定が行われず支出負担行為手続を行っているもの（保育課）
- ・ 交付決定、実績報告における審査方法等が不明確なもの（保育課）

補助金の交付にあたっては、各補助金に関する交付条例、要綱等に定められた手続きを今一度確認し、条例、要綱等に従って適正な処理をされたい。また、実態が要綱等と異なる運用を行っているものについては、運用に沿った改正等検討されたい。

提出された書類については、「日野市文書管理規則」に従って適正に処理されたい。

補助金交付決定のときは、支出負担行為の手続でもあることを認識し、「日野市支出負担行為手続規則」に従って適正に処理されたい。

補助対象とする経費について、回議書や添付資料その他書類を見て明確に補助金の根拠や対象、額等が審査できるよう、透明性を確保した適切な処理をされたい。

なお、事務決裁規程が令和3年4月に改正されたが、新規程どおりに決裁がなされていないものが見受けられた。新規程による係長決裁のものが課長決裁となっているものや旧規程のままのもの等があり、その理由としては、課内共有のためあえて上位の課長決裁としているものや改正による対応がまだ浸透していないことなどがうかがえた。

6 備品の管理について

備品については、登録価格5万円以上のものから一部を抽出して備品台帳一覧表と突合し、管理・保管状況を調査したところ、概ね適正に管理されているものと認められた。

しかし、一部において次のような点が見られた。

- ・ 備品台帳にあるが現物がなく廃棄手続きがされていないもの
(保育課、子育て課、選挙管理委員会事務局)
- ・ 備品シールの貼付のないもの
(保育課、子育て課、選挙管理委員会事務局)

「日野市物品管理規則」により、備品を含む所管物品全般の管理は物品管理者、すなわち課長がこれに当たることとされている。各課においては物品管理者、物品出納員を中心にすべての備品を定期的に点検し、適切な管理に努めるとともに、登録、廃棄、所管換え等の手続きに遺漏のないよう留意されたい。

7 時間外勤務の管理について

時間外勤務実績を確認した結果、適正に管理されているものと認められた。

一部の部署において、選挙事務や繁忙期による月45時間を超える残業が確認されたが、一時的なものであることを確認した。

今後も所属長は職員の休暇取得状況も含めた業務遂行状況を確認し、働き方改革等も考慮しつつ適正な管理をされるよう努められたい。

8 郵券の管理について

郵券（切手等）について、郵券と受払簿の残高との照合を行うとともに保管方法を確認した結果、概ね適正に管理保管されているものと認められた。

しかし、一部において次のような点が見られた。

- ・ 郵券（切手等）と受払簿の残高とが一致していないもの
(選挙管理委員会事務局)

郵券の管理についてはきちんと受払簿の記入を行い、「公金等取扱いに関する「検査」のガイドライン」に示された手順に従って検査を行い、使用状況及び残数の適正な管理を行うよう留意されたい。

9 公印の管理について

公印について、日野市公印規程、日野市教育委員会公印規程、日野市議会公印規程、日野市選挙管理委員会公印規程及び日野市監査委員公印規程と照合を行うとともに保管方法を確認した結果、概ね適正に管理保管されているものと認められた。

今後も「日野市公印規程」、「日野市教育委員会公印規程」ほか各公印規程により定期的に点検し、公印使用簿の記入や管理者（所属長）の確認等も含め適切な管理にあたるよう留意されたい。

10 歳入・歳出の予算執行状況について

歳入予算の収納状況及び歳出予算の執行状況等について、年度の間における確認を行った。

歳入については、主に調定済額に対して収入未済額の要因等について確認した結果、概ね各課において確認・把握されているものと認められた。しかし、一部に収納事務の流れ等について確認・把握されていないものがあった。

今一度、収納事務の流れ等について再確認し収納状況を随時確認するなど、公金を扱っているという意識を常に持ち業務に携わっていただきたい。

歳出については、令和3年度の事業実施や予算執行状況について確認した結果、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止、縮小や出張等の抑制等による予算の未執行がうかがえた。また、一方で昨年度中止等とした事業も新型コロナウイルス感染症対策を講じ可能な限り事業再開していることもうかがえた。

現状では新型コロナウイルスによる感染拡大が減少傾向になりつつも、新たな変異株の発生等未だ先の見えない状況が続いている。予算執行にあたっては、昨年度に引き続き、情勢や業務等の執行状況等を踏まえ、適正かつ効率的に執行されるよう留意されたい。

なお、再配当を行っている予算執行管理について、一部把握されていないものが見受けられた。再配当予算については、再配当を行っている所管課において、適正な執行管理ができるような仕組みづくりを改めて検討されたい。

11 内部統制に係る財務に関する事務のリスク管理について

令和3年8月より、市では地方自治法に規定する内部統制制度の取組が開始された。リスク管理については各課への聴取において概ねチェック、確認等について徹底することがうかがえた。職員一人ひとりがリスクを想定し、そのリスクを未然に防止するための対応策やその被害を最小限にとどめるための体制づくり等市民への信頼確保に努められたい。

別 表

予 算 執 行 状 況

(令和3年9月30日現在 単位：円：%)

※ 歳入表欄中 **** の表記は財務会計システムの表現による。

子育て課

歳 入

款	項	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
使用料及び手数料		124,149,000	66,065,500	54,779,450	11,286,050	44.1	82.9
	使用料	124,149,000	66,065,500	54,779,450	11,286,050	44.1	82.9
国庫支出金		2,551,687,000	1,439,690,831	1,439,690,831	0	56.4	100.0
	国庫負担金	2,086,200,000	1,202,789,831	1,202,789,831	0	57.7	100.0
	国庫補助金	465,487,000	236,901,000	236,901,000	0	50.9	100.0
都支出金		1,420,746,000	674,662,000	674,662,000	0	47.5	100.0
	都負担金	757,076,000	494,618,000	494,618,000	0	65.3	100.0
	都補助金	663,670,000	180,044,000	180,044,000	0	27.1	100.0
諸収入		12,094,000	8,473,027	1,126,494	7,346,533	9.3	13.3
	雑入	12,094,000	8,473,027	1,126,494	7,346,533	9.3	13.3

歳 出

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
民生費		4,983,890,234	1,783,290,116	3,200,600,118	35.8
	児童福祉費	4,983,890,234	1,783,290,116	3,200,600,118	35.8
教育費		313,649,400	129,453,495	184,195,905	41.3
	教育総務費	313,649,400	129,453,495	184,195,905	41.3

保育課

歳 入

款	項	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
分担金及び負担金		311,509,000	305,980,360	132,104,550	173,875,810	42.4	43.2
	負担金	311,509,000	305,980,360	132,104,550	173,875,810	42.4	43.2
使用料及び手数料		64,767,000	59,575,700	21,454,700	38,121,000	33.1	36.0
	使用料	64,767,000	59,575,700	21,454,700	38,121,000	33.1	36.0
国庫支出金		2,374,554,000	124,751,550	106,929,900	17,821,650	4.5	85.7
	国庫負担金	2,287,828,000	124,751,550	106,929,900	17,821,650	4.7	85.7
	国庫補助金	86,726,000	0	0	0	0.0	****
都支出金		2,755,704,000	132,342,250	132,342,250	0	4.8	100.0
	都負担金	1,043,614,000	38,189,250	38,189,250	0	3.7	100.0
	都補助金	1,712,090,000	94,153,000	94,153,000	0	5.5	100.0
諸収入		78,578,000	50,625,544	26,976,268	23,649,276	34.3	53.3
	雑入	78,578,000	50,625,544	26,976,268	23,649,276	34.3	53.3

歳 出

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
民生費		7,353,885,147	3,216,700,721	4,137,184,426	43.7
	児童福祉費	7,353,885,147	3,216,700,721	4,137,184,426	43.7
教育費		705,406,000	240,491,111	464,914,889	34.1
	幼稚園費	705,406,000	240,491,111	464,914,889	34.1

子ども家庭支援センター

歳入

款	項	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
国庫支出金		45,394,000	89,000	89,000	0	0.2	100.0
	国庫補助金	45,394,000	89,000	89,000	0	0.2	100.0
都支出金		104,100,000	2,217,224	2,217,224	0	2.1	100.0
	都補助金	101,881,000	0	0	0	0.0	****
	委託金	2,219,000	2,217,224	2,217,224	0	99.9	100.0
諸収入		576,000	476,000	476,000	0	82.6	100.0
	雑入	576,000	476,000	476,000	0	82.6	100.0

歳出

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
民生費		183,842,000	73,991,032	109,850,968	40.2
	児童福祉費	183,842,000	73,991,032	109,850,968	40.2
衛生費		215,624,000	68,553,953	147,070,047	31.8
	保健衛生費	215,624,000	68,553,953	147,070,047	31.8

繰越明許

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
民生費		11,229,000	1,735,670	9,493,330	15.5
	児童福祉費	11,229,000	1,735,670	9,493,330	15.5

発達・教育支援課

歳入（子ども部）

款	項	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
使用料及び手数料		2,365,000	1,376,250	1,213,150	163,100	51.3	88.1
	使用料	2,365,000	1,376,250	1,213,150	163,100	51.3	88.1
諸収入		83,822,000	35,786,500	35,729,362	57,138	42.6	99.8
	雑入	83,822,000	35,786,500	35,729,362	57,138	42.6	99.8

歳入（教育部）

款	項	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
都支出金		12,500,000	0	0	0	0.0	****
	都補助金	12,500,000	0	0	0	0.0	****
諸収入		0	180,000	180,000	0	****	100.0
	雑入	0	180,000	180,000	0	****	100.0

歳出（子ども部）

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
民生費		67,110,000	26,139,675	40,970,325	39.0
	社会福祉費	67,110,000	26,139,675	40,970,325	39.0

歳出（教育部）

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
教育費		53,234,000	17,434,537	35,799,463	32.8
	教育総務費	53,234,000	17,434,537	35,799,463	32.8

議会事務局

歳入

款	項	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
諸収入		124,000	13,520	13,520	0	10.9	100.0
	雑入	124,000	13,520	13,520	0	10.9	100.0

歳出

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
議会費		315,791,000	153,475,408	162,315,592	48.6
	議会費	315,791,000	153,475,408	162,315,592	48.6

選挙管理委員会事務局

歳入

款	項	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
都支出金		140,062,000	38,443,885	38,443,885	0	27.4	100.0
	委託金	140,062,000	38,443,885	38,443,885	0	27.4	100.0

歳出

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
総務費		291,273,000	98,088,339	193,184,661	33.7
	選挙費	291,273,000	98,088,339	193,184,661	33.7

監査委員事務局

歳出

款	項	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
総務費		2,730,000	1,410,510	1,319,490	51.7
	監査委員費	2,730,000	1,410,510	1,319,490	51.7